

議案第38号

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例

第1条 町長、副町長及び教育長の諸給与条例（昭和28年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月数の引下げを行うため、町長、副町長及び教育長の諸給与条例を改正する必要がある。

令和3年11月29日原案 可 決